富山県南砺市太美舘
字上之山島　一四番　一号
一七番一　二号及び三号
四三番　九号
富山県南砺市米田
字小〆谷島　一一番　四号
一七番三　八号
富山県南砺市重安
字八ケ尻島　六番　五号
富山県南砺市嫁兼
字赤畑島　二〇番　六号
一八番　七号
二(一)　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
下立沢
(二)　砂防法第二条の土地の表示
富山県黒部市字奈月町中ノ口一一八番地先
電子基準点宇奈月を基準点とし、次に掲げる土地に存する標柱一号から十四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱十四号を結んだ線に囲まれた土地の区域
基準点から二一一度五八分四八秒
一一九二・四一三メートルの地点　一号
標柱一号から一一〇度四四分一五秒
七九・五三二メートルの地点　二号
標柱二号から一六三度一八分一五秒
二八・〇八三メートルの地点　三号
標柱三号から二二七度〇一分五五秒
四四・九九三メートルの地点　四号
標柱四号から一五七度三四分三八秒
三一・七四八メートルの地点　五号
標柱五号から二二四度三〇分四八秒
四二・七〇三メートルの地点　六号
標柱六号から一七二度一九分〇四秒
七九・五四三メートルの地点　七号
標柱七号から二〇五度三三分一八秒
五六・〇九五メートルの地点　八号
標柱八号から二七〇度四四分三八秒
六・三九四メートルの地点　九号
標柱九号から三三五度五五分三四秒
五〇・八七一メートルの地点　十号
標柱十号から三五〇度〇二分〇〇秒
三五・九二六メートルの地点　十一号
標柱十一号から三五九度二八分一九秒
八六・九九九メートルの地点　十二号
標柱十二号から一四度三七分〇八秒
五九・三一三メートルの地点　十三号
標柱十三号から三三一度三九分〇〇秒
四四・一一八メートルの地点　十四号

○国土交通省告示第二百六十九号

砂防法（明治三十年法律第二十九号）第二条の規定により、同条の土地を次のとおり指定するので、砂防法施行規程（明治三十年勅令第三百八十二号）第一条の規定に基づき、告示する。

平成二十九年三月三十一日

国土交通大臣　石井　啓一

一　砂防法第二条の土地に係る河川の名称
江津小谷
二　砂防法第二条の土地の表示
次に掲げる土地に存する標柱一号から七号までを順次結んだ線及び標柱一号と七号を結んだ線に囲まれた土地の区域
石川県白山市河内町福岡
レ一四番　一号
一三番一　二号から四号まで
一六番一　五号から七号まで

○東北厚生局告示第一号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十八年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月三十一日

変更前の名称	変更後の名称	所在地
独立行政法人労働者健康福祉機構青森労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構青森労災病院	青森県八戸市大字白銀町字南ヶ丘一番地
独立行政法人労働者健康福祉機構東北労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構東北労災病院	宮城県仙台市青葉区台原四丁目三番二十一号
独立行政法人労働者健康福祉機構秋田労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構秋田労災病院	秋田県大館市軽井沢字下岱三十番地
独立行政法人労働者健康福祉機構福島労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構福島労災病院	福島県いわき市内郷綴町沼尻三番地

東北厚生局長　坂本　耕一

○東海北陸厚生局告示第一号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十八年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月三十一日

変更前の名称	変更後の名称	所在地
独立行政法人労働者健康福祉機構富山労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構富山労災病院	富山県魚津市六郎丸九百九十二番地
独立行政法人労働者健康福祉機構浜松労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構浜松労災病院	静岡県浜松市東区将監町二十五番地
独立行政法人労働者健康福祉機構中部労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構中部労災病院	愛知県名古屋市港区港明一丁目十番六号
独立行政法人労働者健康福祉機構旭労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構旭労災病院	愛知県尾張旭市平子町北六十一番地

東海北陸厚生局長　大森　豊緑

○近畿厚生局告示第一号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十八年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月三十一日

変更前の名称	変更後の名称	所在地
独立行政法人労働者健康福祉機構大阪労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構大阪労災病院	大阪府堺市北区長曽根町千百七十九番地三
独立行政法人労働者健康福祉機構和歌山労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構和歌山労災病院	和歌山県和歌山市木ノ本字梅ノ木九十三番一
独立行政法人労働者健康福祉機構関西労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構関西労災病院	兵庫県尼崎市稲葉荘三丁目一番六十九号
独立行政法人労働者健康福祉機構神戸労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構神戸労災病院	兵庫県神戸市中央区籠池通四丁目一番二十三号

近畿厚生局長　丸山　浩

○中国四国厚生局告示第一号

次の表の上欄に掲げる生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定に基づく指定医療機関は、平成二十八年四月一日をもって同表の中欄に掲げるとおり名称を変更したので、同法第五十五条の三第二号の規定に基づき告示する。

平成二十九年三月三十一日

変更前の名称	変更後の名称	所在地
独立行政法人労働者健康福祉機構山陰労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構山陰労災病院	鳥取県米子市皆生新田一丁目八番一号
独立行政法人労働者健康福祉機構岡山労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構岡山労災病院	岡山県岡山市南区築港緑町一丁目十番二十五号
独立行政法人労働者健康福祉機構吉備高原医療リハビリテーションセンター	独立行政法人労働者健康安全機構吉備高原医療リハビリテーションセンター	岡山県加賀郡吉備中央町吉川七千五百十一
独立行政法人労働者健康福祉機構中国労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構中国労災病院	広島県呉市広多賀谷一丁目五番一号
独立行政法人労働者健康福祉機構山口労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構山口労災病院	山口県山陽小野田市大字小野田千三百十五番地四
独立行政法人労働者健康福祉機構香川労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構香川労災病院	香川県丸亀市城東町三丁目三番一号
独立行政法人労働者健康福祉機構愛媛労災病院	独立行政法人労働者健康安全機構愛媛労災病院	愛媛県新居浜市南小松原町十三番二十七号

中国四国厚生局長　塚本　力